

社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会財政調整基金規程

施行 平成元年 6月 9日 改正 平成28年12月27日

改正 平成13年 4月 1日 改正 平成29年 6月16日

改正 平成22年11月25日

改正 平成27年12月18日

(設置の目的)

第1条 社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会（以下「本会」という。）において、災害復旧、その他財源の不足を生じたときの財源に充てるため、財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、理事会の同意及び評議員会で承認された予算に基づき、積み立てるものとする。

(管 理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(取 崩)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部又は一部を取り崩すことができる。

(1) 災害により生じた経費の財源又は、災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき

(2) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を補うための財源に充てるとき

(3) 特に実施することが必要となった事業の経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき

2 前項において、基金の全部又は一部を取り崩し、処分するときは、予算に基づき、理事会の同意及び評議員会の決議を得なければならない。

(委 任)

第6条 この規程に定めるものを除くほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は平成元年6月9日から施行する。
- 2 社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会災害対策積立金規程及び社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会寄付金管理運用に関する規程は平成13年3月31日をもって廃止し、それらの積立金はこの財政調整基金に統合する。
- 3 この規則の一部改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 4 この規程の一部改正は平成22年11月25日から施行する。
- 5 この規程の一部改正は平成27年12月18日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成28年12月27日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成29年6月16日から施行する。